

## さいたま市社会福祉事業団 指定管理期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

野田放課後児童クラブ

平成 23 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

仲本児童センター・仲本荘

平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

はるの園

平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

東宮下放課後児童クラブ

平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

児童センター（16 館）、放課後児童クラブ（72 館）、老人憩いの家（10 館）

平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

大崎むつみの里、春光園、槻の木、日進職業センター、大砂土障害者デイサービスセンター、かやの木、みずき園、みのり園、さくら草学園、杉の子園、グリーンヒルうらわ、西楽園、老人福祉センター（8 館）、母子生活支援施設（2 館）